

岩手県医療局「障がい者活躍推進計画」に係る令和 5 年度実施状況について

岩手県医療局が、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「法」という。）に基づき、職員を雇用する事業主として策定した「障がい者活躍推進計画（計画期間：令和 5 年度～令和 9 年度）」に係る令和 5 年度実施状況について、次のとおり公表します。

1 目標に対する達成度

(1) 採用に関する目標

目標	目標値	実績値
各年 6 月 1 日時点の法定雇用率(2.6%) を満たす採用数の確保	113 人	113.5 人

注 1 実雇用率：2.6% = 障がい者数：113.5 人 ÷ 職員数：4369.5 人

注 2 「障がい者数」は、身体障がい者数、知的障がい者数及び精神障がい者数の計であり、短時間勤務員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、法律上、1 人を 2 人に相当するものとしてカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障がい者及び重度知的障がい者、短時間職員である精神障がい者については 1 人を 1 カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障がい者及び知的障がい者については、法律上、1 人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントとしている。

(2) 定着に関する目標

目標	目標値	実績値
障がいのある職員(会計年度任用職員を除く。)の採用後 1 年の定着率	100%	新採用者の該当なし

(3) ワーク・エンゲージメント（仕事への積極的関与の状態）に関する目標

目標	目標値	実績値
障がいのある職員が仕事にやりがいを感じ、生き生きと働くことができているか等を把握するための面談の実施	年 1 回以上	休業等を取得している職員を除き、全職員と面談を実施

2 取組内容の実施状況

(1) 障がいのある職員の活躍を推進するための体制整備

ア 障がい者の雇用の促進及び安定を図るため、障がい者雇用推進者として医療局次長を選任し、医療局本庁が中心となり、各県立病院における障がい者の雇用促進に取り組んだ。

イ 各病院の幹部職員が参加する会議において、雇用促進に向けた取組について周知した。

ウ 障がいのある職員が 5 名以上勤務する雇用保険対象事業所ごとに、「障がい者職業生活相

- 談員」を選任し、障がいのある職員の職業生活全般についての相談等を行った。
- エ 医療局職員課及び各病院の事務局に相談窓口を設置し、職場適応の支援を行った。
- オ 障がい者への理解や就労に繋げるため、ハローワークが主催する面談会や講習会等の開催案内を各病院へ周知した。

(2) 障がいのある職員の活躍を推進するための人事管理・環境整備

- ア 採用選考に当たっては、受験者の要望を踏まえ、手話通訳の配置や点字試験の実施といった障がい特性を踏まえた配慮を行っている。
- イ 法定雇用率を満たす雇用数の確保に向け、会計年度任用職員としての障がい者の採用を拡大した。
- ウ 障がいの特性に応じた事務分担の見直しや障がいのある職員が勤務する所属の職員に対する研修の周知により、障がいのある職員がその有する能力を発揮して遂行できる職務の選定及び創出を行っている。
- エ 所属長との面談等を通じて、職員本人の状況把握、体調への配慮を行っている。
- オ 職場における動線の確保や危険箇所の点検、必要な駐車場の確保など、障がいのある職員が働きやすい職務環境の整備に努めている。
- カ 利用可能な各種休暇や時差出勤等の制度について周知し、利用にあたっては通院や体調に配慮している。
- キ 職員本人の希望及び障がいの特性に応じ、業務に必要な研修が受講できるよう配慮を行っている。
- ク 在職中に疾病、事故等により障がい者となった職員について、円滑な職場復帰や就労継続等を支援するため、必要な職務選定や職場環境の整備を行うほか、障害者手帳の取得・更新時の手続きや、医師の診断等に基づく障がいに起因する疾病等の定期通院について職務上の配慮を行っている。

(3) その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律等に基づくハート購入等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大推進に取り組み、令和5年度の購入実績は41万円余であった。